

特別地域連携プログラムの連携先候補施設について（希望施設の追加）

概 要

令和 7 年度第 4 回青森県地域医療対策協議会で協議した、青森県内における特別地域連携プログラムの連携先候補施設に関する情報提供について、協議会終了後に、受け入れの意向を示した施設があったため、令和 8 年 2 月 12 日に県から各専門研修機基幹施設及び連携施設等に、再度、県外専攻医の受け入れについて照会を行ったところ、追加で 4 施設から受け入れの意向が示された。

協議事項

県は、機構から示された基本的な考え方、地域の医療提供体制や研修環境等に関する情報を踏まえ、連携先候補とする施設を決定する必要があるため、本会議で受け入れの意向を示した施設（次頁）について、連携先候補とするかご協議いただきたいもの。

機構から示された、連携先施設の基本的な考え方（p. 6 抜粋）

<連携先施設の基本的な考え方>

（ア）原則として、医師少数区域に所在する施設を中心に候補を選定しつつ、都道府県が必要と認める場合は、それ以外の区域に所在する施設を選定することとする。

（医師少数区域以外の施設を選定することが考えられる状況の例）

- ・ 医師少数区域に研修施設が存在しない。
- ・ 医師少数区域の施設に専門研修指導医が存在しない。
- ・ 医師少数区域に受入を希望する施設が存在しない。
- ・ 症例数が一定数確保されているなど、医師の研修により適したものとしてキャリア形成プログラム等に位置づけるなど、都道府県が指定した施設である。
- ・ 臨床研修指定病院である。
- ・ 地域医療構想調整会議等の議論に基づき、今後の医療提供体制を見据えて選定した施設である。
- ・ 重点医師偏在対策支援区域にある施設である。

等

（イ）令和 8 年度までに特別地域連携プログラム及び都道府県限定分において連携先となっていた施設は、引き続き連携先（候補）に含めることを基本とする。

事務局案

機構から示された、連携先施設の基本的な考え方から、連携の意向を示した全ての施設を連携先候補とする施設とする。

（理由）

⑩、⑪、⑫：医師少数区域に所在する施設のため。

⑨：医師少数区域以外であるものの、重点医師偏在対策支援区域にある施設のため。

	病院名	領域	専攻医の受入態勢		研修内容	
			専門研修施設の 認定基準を満たす	受入可能な 人数(人/年)	指導医数(人)	専攻医数(人)
①	弘前大学医学部附属病院	内科	1:基幹施設	6	29	29
	弘前大学医学部附属病院	精神科	1:基幹施設	2	6	4
	弘前大学医学部附属病院	小児科	1:基幹施設	1	14	3
	弘前大学医学部附属病院	整形外科	1:基幹施設	10	6	4
	弘前大学医学部附属病院	皮膚科	1:基幹施設	1	7	13
	弘前大学医学部附属病院	眼科	1:基幹施設	1	5	11
	弘前大学医学部附属病院	放射線科	1:基幹施設	12	5	11
	弘前大学医学部附属病院	麻酔科	1:基幹施設	3	11	10
	弘前大学医学部附属病院	脳神経外科	1:基幹施設	6	4	2
	弘前大学医学部附属病院	形成外科	1:基幹施設	1	3	10
	弘前大学医学部附属病院	リハビリテーション科	1:基幹施設	1	3	2
②	社会医療法人松平病院	精神科	2:連携施設	1	2	0
③	国民健康保険南部町医療センター	内科	2:連携施設	1	3	3
④	社会医療法人博進会 南部病院	整形外科	4:該当なし	1	0(臨床研修指導医:2人)	実績なし
	社会医療法人博進会 南部病院	内科	4:該当なし	1	0(臨床研修指導医:2人)	実績なし
⑤	青森県立中央病院	整形外科	2:連携施設	2	6	2
	青森県立中央病院	麻酔科	1:基幹施設	2	4	2
	青森県立中央病院	精神科	2:連携施設	1	1	1
⑥	青森県立つくしが丘病院	精神科	2:連携施設	1~2	3	2
⑦	あおもり協立病院	内科	2:連携施設	2	2	3
⑧	むつ総合病院	内科	2:連携施設	1	2名(その他指導医5名)	0
	むつ総合病院	小児科	2:連携施設	1	0名(その他指導医3名)	1
	むつ総合病院	整形外科	2:連携施設	1	2名(その他指導医3名)	1
⑨	弘前愛成会病院	精神科	1:基幹施設	3	7	2
⑩	八戸市立市民病院	内科	1:基幹施設	1	11	5
	八戸市立市民病院	整形外科	1:基幹施設	1	5	1
⑪	公立野辺地病院	内科	2:連携施設	1	1	0
	公立野辺地病院	整形外科	2:連携施設	1	1	0
⑫	つがる総合病院	眼科	2:連携施設	1	1	1

※ 黄色塗りつぶしが、追加で意向を示した施設。